

大規模マンションにおける保育施設の設置促進
及び
都市公園における保育所等の設置について

平成29年10月
国土交通省

大規模マンションにおける保育施設の設置促進について

本年6月発表の子育て安心プランにおいて、保育の受け皿拡大に向けた大規模マンションでの保育園の設置促進について位置づけられたことを踏まえ、厚生労働省、国土交通省による連名通知を发出(10月18日)。

(抜粋)子育て安心プラン(平成29年6月2日)

大規模マンションでの保育園の設置促進

- ・容積率緩和の特例措置を活用したマンション建設時の保育施設併設のモデル事例を地方自治体に周知する。
- ・容積率緩和の特例措置を活用して建設される大規模マンションにおいて保育施設の適切な確保が図られるよう地方自治体に要請する。

厚生労働省、国土交通省による連名通知の概要

容積率緩和の特例措置を活用して建設される大規模マンションにおける保育施設等併設のモデル事例等について、各地方自治体に周知

都市計画等の立案時点から、都市・建築部局と保育部局の連携・情報共有

新たな保育施設の確保が必要と見込まれる場合に、必要に応じて、都市計画の内容や総合設計の許可条件などに反映

その際、開発事業者に対し、保育施設の確保の必要性を示し、保育施設の設置を要請するとともに、必要に応じてモデル事例等を情報提供

保育施設の容積率特例措置の適用に当たり、将来の需要が減少した場合のために、許容されうる用途変更の範囲をあらかじめ決めておく

都市公園における保育所等の設置について

都市公園について

都市公園は、人々のレクリエーションの空間となるほか、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の確保、豊かな地域づくりに資する交流の空間など多様な機能を有する都市の根幹的な施設。



レクリエーション



生物多様性の確保



都市の防災性の向上



豊かな地域づくりに資する交流

都市公園の占用許可制度について

都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占有しようとするときは、公園管理者の許可が必要。

都市公園法

貴重な公共オープンスペースとしての都市公園の機能を確保するため、極めて公共性の高いもの等、必要最小限の範囲で占用を認めることとしている。

< 占用物件 >

電柱、電線、水道管、下水道管、軌道、公共駐車場、郵便ポスト、公衆電話、災害用収容仮設施設、競技会等の催し物のために設けられる仮設工作物、標識、派出所、気象観測施設、条例で定める仮設物件 等

< 占用期間 >

10年以内で政令で定める期間(物件により異なる期間が設定されている)

国家戦略特区特例について

都市部を中心とする国家戦略特区内の地域において、待機児童や要介護・要支援者が多いにもかかわらず保育所や介護施設が不足していたことを踏まえ、従来より、国家戦略特区法に基づく特例として都市公園における保育所等の設置が可能（平成27年9月～）。

< 国家戦略特区特例による保育所等の設置事例 >

No	都市公園	公園管理者	所在地	公園面積	整備施設	占用面積	定員(予定)	開設日(予定)
1	汐入公園	東京都	東京都荒川区	約129,000㎡	認可保育所	約1,500㎡	162人	H29年4月1日開設
2	祖師谷公園	東京都	東京都世田谷区	約90,000㎡	認可保育所	約1,000㎡	80人	H29年4月1日開設
3	蘆花恒春園	東京都	東京都世田谷区	約80,000㎡	認可保育所	約1,000㎡	84人	H29年4月(延期)
4	西大井広場公園	品川区	東京都品川区	約13,000㎡	認可保育所	約500㎡	100人	H29年4月1日開設
5	反町公園	横浜市	横浜市神奈川区	約24,000㎡	認可保育所	約170㎡	40人	H29年4月1日開設
6	代々木公園	東京都	東京都渋谷区	約541,000㎡	保育所型認定こども園	約900㎡	保育所:122人 幼稚園:6人	H29年10月
7	汐入公園	東京都	東京都荒川区	約129,000㎡	学童クラブ	約200㎡	60人	H30年4月
8	羽鷹池公園	豊中市	大阪府豊中市	約26,000㎡	認可保育所	約360㎡	76人	H29年10月
9	ふれあい緑地	豊中市	大阪府豊中市	約129,000㎡	認可保育所	約500㎡	80人	H29年10月
10	中比恵公園	福岡市	福岡市博多区	約13,000㎡	認可保育所	約647㎡	90人	H29年4月1日開設
11	中山とびのこ公園	仙台市	仙台市青葉区	約12,000㎡	認可保育所	約2,060㎡	90人	H29年4月1日開設
12	久保公園	西宮市	兵庫県西宮市	約7,000㎡	認可保育所	約600㎡	60人	H30年4月
13	宮前公園	荒川区	東京都荒川区	約23,000㎡	認可保育所	約800㎡	160人	H30年4月
14	しながわ区民公園	品川区	東京都品川区	約127,000㎡	認可保育所	約500㎡	92人	H30年4月
15	高野公園	吹田市	大阪府吹田市	約27,000㎡	認可保育所	約2,696㎡	120人	H31年4月
16	木場公園	東京都	東京都江東区	約239,000㎡	認可保育所	約850㎡	130人	H30年4月
17	和田堀公園	東京都	東京都杉並区	約261,000㎡	認可保育所	約900㎡	120人	H30年4月
18	東綾瀬公園	東京都	東京都足立区	約159,000㎡	認可保育所	約900㎡	130人	H30年8月

事例：都立汐入公園

- 荒川区では、マンション建設・女性の社会進出等により、保育需要が増大。待機児童の解消に向け、特区法における特例を活用し、都立汐入公園内に定員162人の保育園を整備、今年4月1日に開所。
- 地域に開かれた都市公園内保育所を目指し、一般開放できるスペースを屋上に設置。また、保育園内に地域子育て交流サロン専用室を設置。

【汐入公園の概要】

開園年月日 平成18年4月1日
 開園面積 12.9ha
 公園種別 総合公園
 主な施設 防災倉庫、バーベキュー広場、
 利用状況等 近隣住民等の利用が多い

【保育所許可の概要】

開設年月日 平成29年4月1日
 定員規模 162名
 占用面積 約1,600㎡
 延床面積 約1,400㎡
 事業者 社会福祉法人 三樹会

【公園平面図】



保育所等の占用物件への追加(全国措置化)について

待機児童問題等の全国的な広がりを受け、都市公園法の改正により、都市公園における保育所等の設置について、オープンスペース機能を損なわない範囲で全国措置化(平成29年6月15日施行)。

都市公園法

保育所その他の社会福祉施設であって政令で定めるもの(通所型)について、政令で定める技術基準等を満たす場合には、公園管理者は占有を許可することができる。

< 設置可能な社会福祉施設(通所型) >

保育所、認定こども園、学童クラブ 等

政令で定めるものに準ずる社会福祉施設として条例で定めるものも設置可

< 技術的基準 >

都市公園の広場又は公園施設である建築物内に設置

(広場面積の100分の30以内/建築物の延べ面積の100分の50以内)

その他、外観、構造等に関する基準の適用あり(他の占用物件と同様)

政令(都市公園法施行令)で定める施設

施行令12条 第3項	施設の種類	
第1号	児童福祉法関係	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所 ・障害児通所支援事業(放課後等デイサービス、児童発達支援、医療型児童発達支援を行う事業に限る)の用に供する施設 ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設 ・一時預かり事業の用に供する施設 ・小規模保育事業の用に供する施設
第2号	身体障害者福祉法関係	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者生活訓練等事業の用に供する施設 ・身体障害者福祉センター
第3号	老人福祉法関係	<ul style="list-style-type: none"> ・老人デイサービスセンター ・老人福祉センター
第4号	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関係	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス事業(自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援、生活介護を行う事業に限る)の用に供する施設 ・地域活動支援センター
第5号	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律関係	<ul style="list-style-type: none"> ・幼保連携型認定こども園
第6号	都市公園ごとに、前各号に掲げるものに準ずる社会福祉施設として、地方公共団体が条例で定めるもの等	

制度活用に向けた周知について

適切な制度運用に向けた連携等について、厚生労働省と連名で各自治体に対して周知するとともに、全国で説明会を実施。

各都道府県・指定都市 都市公園担当部局長 殿

各都道府県・指定都市 民生主管部(局)長 殿

国土交通省都市局公園緑地・景観課長

内閣府子ども・子育て本部参事官(認定こども園担当)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室長

厚生労働省老健局高齢者支援課長

厚生労働省老健局振興課長

都市公園における保育所等施設の設置に係る連携について

今般の都市緑地法等の一部を改正する法律(平成29年法律第26号)による都市公園法の改正により、都市公園の占用を認めることができる施設として、保育所その他の社会福祉施設(通所のみにより利用されるものに限る)(以下「保育所等施設」という。)が追加されたところです。保育所等施設による都市公園の占用にあたっては、都市公園本来のオープンスペース機能を確保し、一般公衆の自由な利用に著しい支障を及ぼさないように配慮することが重要であり、都市公園の占用を許可するか否かについては具体的に都市公園の状況に応じて公園管理者が適切に判断するべきものです。

また、保育所等施設の設置の検討にあたっては、当該施設の将来的な需要予測に基づく整備方針等を踏まえ施設の必要性を判断することが必要となります。さらに、保育所等施設の整備や管理運営にあたっては、当該施設に係る個別の関係法令等の定めを遵守するとともに、公園利用等への影響に配慮することが求められます。

このため、公園管理者と保育所等施設を所管する地方公共団体の福祉部局等との間で、都市公園における保育所等施設の設置に関する事前の情報交換や調整、施設管理にあたっての情報共有を行うなど、制度の適切な運用が進むよう、十分に連携を図っていただくようお願いします。

また、国有地を借り受け設置されている都市公園において、国有地部分に保育所施設等を設置する場合は、管轄の地方財務局等とあらかじめ調整を図っ

ていただくようお願いします。

また、今般の都市公園法改正に伴い都市公園法運用指針の改正を行っておりますので、制度の運用にあたって参考としていただくようお願いします。

なお、都道府県におかれては、この旨を貴管内市町村(中核市を含む。)にも周知願います。

(参考)政令で定める保育所等施設

都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)(抄)

第十二条(略)

2(略)

3 法第七条第二項の政令で定める社会福祉施設は、次に掲げるものとする。

- 一 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援事業(同条第五項に規定する保育所等訪問支援のみを行う事業を除く。)、同法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第七項に規定する一時預かり事業又は同条第十項に規定する小規模保育事業の用に供する施設及び同法第三十九条第一項に規定する保育所
- 二 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第四条の二第一項に規定する身体障害者生活訓練等事業の用に供する施設及び同法第三十一条に規定する身体障害者福祉センター
- 三 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の二の二に規定する老人デイサービスセンター及び同法第二十条の七に規定する老人福祉センター
- 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業(同条第七項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。)の用に供する施設及び同条第二十五項に規定する地域活動支援センター
- 五 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園
- 六 前各号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、前各号に掲げるものに準ずる社会福祉施設として、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定めるもの、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定めるもの